

【議案第2号】

平成23年事業計画（案）

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

1. はじめに

平成23年度の一般予算は93兆円弱と過去最大の規模となりました。歳入不足の44兆円強を国債の大幅な発行により補おうとする政府の方針は、平成23年3月の東日本大地震により大きな変更を余儀なくされました。今後この復興のためには公的資金のみで10数兆円程度が必要であるとの試算もあり、政府や地方自治体はこれら被災地の復興予算を優先的に確保していかなければなりません。国及び地方自治体においては、歳入が限られる中インフラ整備等の公共事業を含む各種予算を制限せざるを得ない状況になるでしょう。

当協会の事業は、これら公共事業の施行に伴う嘱託登記関連業務でその大部分を占めていることを考えると、平成23年度の受託額は大変厳しいものがあるといわざるを得ません。平成22年度は5000万円を超える受託額となり、ようやく3年前の水準となりましたが、過去5年間に受託収入が2000万円台にまで落ちてしまったことが2度ほどあることを考えますと、平成23年度においてこれが急激に回復するといったような状況は望めません。ただ、過度の東京都住宅供給公社への依存体質からは、徐々にではありますが脱却できつつある状況です。

平成22年度も、受託額の減少のため事業継続が困難となり、地方協会において解散をするところが少なからずありました。司法書士法人の設立により公共嘱託登記司法書士協会の役割は終わったという見方もありますが、公共嘱託登記の円滑な実施に寄与するという当協会の設立目的からすると全くの誤りと言わざるを得ません。現に、設立以来積極的な事業活動を展開し官公署等の大きな信頼を得て、順調に業務を確保している協会もあることを考えますと、私たちにはまだまだ活動する余地があるものと確信しています。

当協会は、平成23年度も平成22年度に引き続き、国、東京都及び市区町村に対して積極的な広報活動を展開して当協会の存在をアピールし、より多くの社員が事業活動に参加できる機会を増やすことに努めます。

当協会は、司法書士法に定められた事業の中で公益的活動を行うことを義務づけられた法人であり、事業活動を通じて国民の権利の保全に寄与し、積極的に公益活動を推進していきます。

2. 平成23年度各部事業計画

(1) 再開発・特殊法人部

平成23年度は、積算等を含めた事件処理のノウハウを整理し、明確な業務完了報告書の作成を目指して、業務の遂行に努めていきます。

東京都再開発事務所をはじめとする受託先からは、当協会の業務処理に関し一定の評価を受けておりますが、それら受託先においても近年内部監査が厳格になってきていると感じられます。中でも業務完了報告書等については、従来に比してより詳細な記載が求められております。

また、入札への対応については入札ネットの活用を推進すると共に、各協会支部が地元の情報をいち早く得るための体制を整え、協会支部幹事が積極的に入札に参加して頂くための体制づくりを進めていきます。

自治体等に対する広報活動では、複雑な法律関係について質問を受ける場合が多々あります。的確に回答しないと自治体等の信頼は得られません。

研修部と連携して、再開発・特殊法人に関する研修を行い、社員の能力の更なる向上に努めていきます。

(2) 公社業務開発部

「長期分譲住宅」の償還満了による所有権移転登記は完了しましたが、公社は存続し、賃貸住宅へ重点をシフトしながら住宅関連業務を行っています。

当協会は、不動産登記に関する法的コンサルタント、アドバイザーとして、大きな期待を寄せられています。

償還満了後の「長期分譲住宅」の建替え問題、管理費の未納、家賃の不払い等々、直接の受託事件に結びつかなくとも公社の各部署からの相談に応じ当協会に対する信頼を深め、公嘱協会の存在意義を高めるよう努めていきます。

(3) 市区町村業務開発部

平成22年度に引き続き東京司法書士政治連盟の協力を得て、市区町村議員への広報を通じて、市区町村へ働きかける試みを強化していきます。

協会支部幹事、協会支部社員及び協会支部担当理事が協力して、少なくとも平成22年度を上回る広報先の訪問を目標とします。

(4) 東京都業務開発部

平成23年度においても、平成22年度と同様に建設局・建設事務所等から問い合わせ・訪問依頼には、迅速に対応します。

受託実績のない建設事務所については、平成22年度に引き続き広報活動を行います。

平成22年度は、受託配分支部が決定後、配分内容の説明会を実施しました。平成23年度は、受託内容の説明と同時にチームリーダーの方に東京都への事前提出書類の説明とそのサンプルを渡し、納品をスムーズに行います。また、秋から年度末にかけては、何回かに分けて所有権移転登記の受託がある予定です。チームワークをもって迅速・的確・正確に対処いたします。

(5) 研修委員会

新規に広報用の資料を作成いたします。また、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会を通じて各単位協会と情報交換を行い、ここで得られた有益な情報を官公署へ提供していきます。

平成23年度も、金融機関の変遷については、社員の皆様が日常業務で取り扱った情報を提供していただき、当協会ホームページ「担保権者の行方は？」のコーナーにアップしていきます。また、担保権者の行方データ作成委員の皆様のご協力を得てデータの拡充に努めます。

「研修情報」のコーナーでは、検索の方法について検討を加えていきます。また、社員その他の司法書士の皆様からの情報提供を受けながら、これを取り込んでいくような運営を目指します。ご意見ご要望等お寄せいただけると幸いです。

登記、権利調査等、時宜に即した分野の研修会を2回以上開催いたします。

(6) 幹事会企画運営部

年2回以上の協会支部幹事会を開催します。平成23年度は幹事の改選年のため改選幹事相互及び執行部との交流を図りたいと思います。また、協会支部幹事からの業務報告の機会を増やして、双方向の幹事会を目指します。

(7) 配分委員会

協会支部及び社員間のより公平かつ公正な配分の手法を工夫し検討します。

受託事件の配分、処理、管理を適切に行うために、受託から配分、受託事件の終了までの報告に関する様式を定め、担当した協会支部から報告を受けることとします。

協会の現状を鑑み、今後とも公平公正な配分を実施するには、協会支部幹事の皆さんの負担が増えると思いますが、平成23年度もご尽力をお願いする次第です。

(8) 組織改善部会

協会支部組織強化のため平成22年度同様、協会支部総会開催の支援を継続

していきます。協会支部総会への理事の派遣により本部と協会支部との意思疎通をさらに進め、より強固な組織を作り上げるよう努めます。

他府県公嘱協会の活動状況の分析も引き続き行い、当協会の組織改善に資するよう検討を重ねます。

また入札に対する対応を強化すべく、理事全員が入札ネットに習熟し、理事の誰もが広く情報を取得できる体勢を整え、積極的に入札に参加し、一日でも早く成果が出るよう努めていきます。

(9) 総務部

①公嘱協会の将来の展望

当協会は、社会的貢献の一翼を担っている観点から、協会支部幹事会、協会支部総会への理事の出席を通じて、社員の皆様にご意見を直接お聞きできるように努め、将来の展望を共に考えていきます。

②事務局の執務改善

平成23年度は、事務局のかかえる事務量の削減、効率化のため、システムの増強並びに事務局体制の改善について検討していきます。

③関連諸団体との協議会の開催

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議会を開催し、他団体の公益法人移行の情報を共有するとともに、更なる協力体制が築けるように努めます。

また、市町村への業務開発にあたっては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部との更なる共同関係が構築できるように協議会をもち関係の強化を図ります。

④「広報活動」

機関紙ハロ・ハロ・ガーデン公嘱は、平成23年度において年3回発行を予定しております。

当協会が公共事業に関わる専門家の集団であり20年以上に亘る実績があることを、公共団体にPRできるような誌面づくりをしていきます。また、当協会の活動内容を社員に分かりやすくお伝えするだけでなく、当協会に興味をもっていただくように不動産登記業務に役立つ情報を収集していきます。さらに、関連諸団体や顧問の先生方にもご協力を仰ぎながら、各方面に対して公嘱協会の活動をご理解いただけるように活動していきます。

(10) 公益法人移行推進委員会

当委員会では、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会よりさまざまな情報提

供を受け現状分析を行ってきました。平成22年9月の千葉県公共嘱託登記司法書士協会が全国で初めて公益認定申請を行いました。理由に取下げを余儀なくされた事実は各単位協会に大きな影響を与えました。また、沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が公益認定申請を行ったところ、不認定とする答申が平成23年3月23日に出されております。答申書によると、「調査士事業は一般的・抽象的に公益に資することは否定しないにしても、当該事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと解することは困難であるところから、公益目的事業比率の要件を欠くので公益認定基準に適合すると認めることはできない。」という内容でした。土地家屋調査士協会の事例ではあるものの、この答申が出されたことは事実として深く受け止めなければなりません。当委員会としては、今後、この答申が与える影響の大きさを踏まえ、今までの公益認定の方針から一般社団法人への移行に関しても検討に入ります。公益認定は平成25年11月30日が期限ですので、月1回程度委員会を開催し鋭意検討を行ってまいります。

(11) 地域防災・災害復興支援事業

当協会は、昭和61年に、公共の利益となる事業を行う官公署等による不動産の権利に関する嘱託登記事件等の適正かつ迅速な実施に寄与し、国民の権利保全を図る目的で設立された公益法人であり、その事業の中で公益的活動を行うことを義務づけられた法人です。

国民生活の向上や安心安全なまちづくりのための公共事業は、当協会がより多くの貢献が出来る場と考えております。とりわけ自然災害の発生は国民生活や権利に重大な影響をもたらします。災害予防のための狭あい道路、防災地区の整備を行政に提言し、被災後は被害地域に対する復興施策を支援するなど、安心安全なまちづくりを推進する活動を通じて地域防災と災害復興支援活動に積極的に参画してまいります。

3. 平成23年度事業計画資料

(1) 現に入会している社員の総数

個人561名、司法書士法人18法人

(2) 当期中に官庁、公署等からの依頼が見込まれる登記嘱託件数

約600件

(3) 当期中に官庁、公署等からの依頼を受けるについて受け取りが見込まれる受託収入

約5,500万円